

2008年度(平成20年度)

大阪府中小企業政策に関する要望と提言

2007年7月25日

大阪府中小企業家同友会

代表理事 岡本利雄

代表理事 堂上勝己

代表理事 畑野吉雄

〒540-0011

大阪市中央区農人橋2-1-30谷町八木ビル4F

TEL 06-6944-1251

FAX 06-6941-8352

<http://www.osaka.doyu.jp>

2008 年度（平成 20 年度） 大阪府中小企業政策に関する要望と提言

私たち大阪府中小企業家同友会（以下「大阪同友会」、会員数 2,702 名[内個人事業者（584）名]、会員構成は下記表の通り）は、昭和 33 年設立以来、自助努力による経営の安定・発展と、中小企業をとりまく経営環境の改善に努めてまいりました（※注 1）。同友会は全都道府県に組織されており、現在、38,925 名の会員で構成されています。大阪同友会は、1990 年度（平成 2 年度）より毎年、大阪府知事、商工労働部、近畿経済産業局、府議会議長及び各会派の皆様へ「大阪府中小企業政策に関する要望と提言」を提出し、懇談を重ねてまいりました。

同友会は、地域経済にやさしく中小企業や市民など借り手にとって円滑に資金供給が行なわれる金融システムをめざす「金融アセスメント法の制定」をめざして全国的に運動を展開しています。各地方議会に対しては「金融アセスメント法の制定を求める意見書」の採択運動を展開し、大阪府議会をはじめ府下 38 議会（86%）で採択され、賛同の輪が広がっています（全国では 1009 議会、全自治体比 53.6%；2007 年 3 月 27 日現在）。

さて、2000 年には「EU ヨーロッパ小企業憲章（リスボン憲章）」や日本政府を含む 48 ヶ国によって「OECD 中小企業政策に関するボローニャ憲章」が相次いで採択、さらに 2004 年 6 月、OECD は「イスタンブール閣僚宣言」でボローニャ憲章を改めて評価し、中小企業の育成と強化が重視されています。日本においても中小企業政策を産業政策における従来の「補完的役割」から「産業政策の柱」として位置付けることが重要であり「中小企業憲章」の制定が求められています。同友会では日本独自の「中小企業憲章」の研究にとりかかり、特に地域においては中小企業振興基本条例の制定に向け努力しているところです。

一方、景気が回復基調にあるとはいえ、多くの中小企業はまだまだ厳しい状況にあります。中小企業が元気になってこそ、大阪経済が立ち直り、大阪府の税収も増え、雇用の増大にもつながります。特に、全国一事業所数が減少している大阪において、雇用の安定と地域経済の再生の点で、とりわけ中小企業政策の充実が求められています。

中小企業家同友会の 5 つの基本姿勢・行動指針

- 1、私たちは、厳しい経営環境の中でも企業の継続発展に全力を尽くし、雇用確保と魅力ある企業づくりに取り組みます。今後の景気後退の嵐を乗り切る経営指針・戦略と社内体制の構築に総力を傾けつつ、大学や金融機関等との連携、行政施策活用などを積極的に進め、企業を守り、新しい市場創造に挑戦します。
- 2、私たちは、経営指針の確立と全社実践に努力し、21 世紀型企業づくりをめざします（※注 2）。特に、企業活動の「血液」である金融を確保する為にも、経営指針を通じて金融機関の理解を深めながら、地域での金融機関との連携を強化します。
- 3、私たちは、企業活動を通じて納税者としての社会的責任を果たすとともに、税金の適正な使い方や行政のあり方にも関心を持ち提言・行動します。とりわけ、公共投資を従来型公共事業から生活基盤整備・社会福祉・環境保全・防災重視の生活整備型・自然再生型の公共投資へ抜本的に転換させることを求めます。
- 4、私たちは、企業の社会的責任を自覚し、環境保全型社会づくりに取り組みます。環境負荷の少ない企業活動を実践するとともに、エコロジーとエコノミーの統一による仕事づくりや地域づくりを行政・市民団体等と協力しながら挑戦します。
- 5、私たちは、経営者自らの教育を含めた 21 世紀の最も貴重な資源である人づくりと次世代を担う若者が働くことに誇りを持てる職場と社会の環境づくりに努めます。

（2007 年 3 月末現在）

資本金額	会員数	%	社員数	会員数	%	業種	会員数	%
～499 万円	356	13.2	0～4 人	810	30.0	製造業	750	27.8
500～999 万円	101	3.7	5～9 人	539	19.9	建設業	252	9.3
1000～1999 万円	1108	41.0	10～19 人	502	18.6	情報通信・印刷業	209	7.7
2000～2999 万円	193	7.1	20～29 人	244	9.0	運輸・倉庫業	108	4.0
3000～4999 万円	214	7.9	30～49 人	253	9.4	卸・小売業	461	17.1
5000～9999 万円	107	4.0	50～99 人	195	7.2	専門家	454	16.8
1 億円～	39	1.4	100 人以上	159	5.9	サービス業	463	17.1
個人	584	21.6				その他	5	0.2
合計	2702	100.0	合計	2702	100.0	合計	2702	100.0

※注 1；近畿鍛工品事業協同組合専務理事森田綾雄氏、関西磨棒鋼工業協同組合事務局長木下重信氏、淀川金属工業協同組合専務理事北山彌三郎氏らが、大阪中小企業団体中央会鉄鋼機械金属協議会の役員に呼びかけ、1958 年 9 月 19 日午後 2 時から大阪市北区の堂ビル清交社において設立総会を開催。初代表幹事に森田綾雄氏、木下重信氏を選出。17 名の会員でスタートしました。（創立 40 周年記念「大阪府中小企業家同友会小史」より《1998 年 4 月刊》）

※注 2；同友会が提唱する 21 世紀型企業とは ①「会社の存在価値は何か」を問いかけ、顧客の要望に高い水準でこたえられる企業の確立をめざす。②社員とともに「何のための経営か」「どんな会社にしていくのか」を考える企業づくりです。

【はじめに】

2006年総務省事業所企業統計（2007年7月発表）によると、府下421,353事業所の99.7%、雇用の85.6%（3,612,532人）、製造品出荷額の65%（10兆3416億円）、卸小売販売額の72%（43兆1061億円）を中小企業が占めており、特に製造品出荷額においては出荷額上位の大都市に比べても中小企業の割合が最も高くなっていることが特徴です。したがって、大阪経済を再生させるためにはこれら多数の中小企業の活性化が不可欠であることがわかります。加えて、既存企業をベースにした「新事業の展開」が新規創業やベンチャー企業の創出につながり、「第二創業」として注目されています。既存中小企業への親身になった政策支援はさらにそのことを加速させ、開業率アップのインセンティブにもなっていくます。また、大企業城下町と言われる地域では、製造品出荷額が高くて中小企業を中心とする産業集積地と比べて雇用数が少ないという傾向がありますが、多数の中小企業によって産業集積を形成している大阪の場合、幅広く雇用を生み出している上に、裾野の広いフルセット型の地域を構築しているところに強みがあります。言うまでもなく、大企業の戦略は中国のハイテク化や為替リスクの回避を見据えながら、「Made in Japan」から「Made by TOYOTA (SONY、SHARP・・・etc)」を明確にしており、「どこで造るか」より「誰が造るか」を重視しています。近年、大企業誘致が自治体間の競争になっていますが、大企業誘致による「新規」雇用の大部分はパートや派遣、社内異動であり、むしろIT化とロボット化によって正規雇用を減少させているように雇用創出効果は限られています。

以上のことから、大阪経済の再生と雇用創出のために最も確実で有効な政策として、中小企業政策を最優先課題と位置付けて取り組まれるよう以下の項目を要望・提言します。

H18年総務省事業所企業統計（大阪府）

従業者規模	事業所数	構成比	従業者数	構成比
1人～4人	252,647	60.0%	550,239	13.0%
5人～9人	82,135	19.5%	534,513	12.7%
10人～19人	46,286	11.0%	623,052	14.8%
20人～49人	27,705	6.6%	821,118	19.5%
50人～299人	10,960	2.6%	1,083,610	25.7%
300人以上	961	0.2%	606,388	14.4%
派遣・下請従業者のみ事業所	659	0.1%	—	—
合計	421,353		4,218,920	

「H15年工業統計」（経産省）

額別順位	製造品出荷額（円）	大企業	中小企業
愛知県	35兆7000億	67%	33%
神奈川県	18兆8586億	62%	38%
静岡県	16兆1013億	52%	48%
大阪府	15兆8222億	35%	65%
埼玉県	13兆2220億	42%	58%
兵庫県	12兆4356億	46%	54%
東京都	11兆6259億	44%	56%
千葉県	10兆9352億	54%	46%

「H16年商業統計」（経産省）

額別順位	卸小売販売額（円）	大企業	中小企業
東京都	176兆8985億	57%	43%
大阪府	60兆0969億	28%	72%
愛知県	40兆8824億	22%	78%
福岡県	21兆6901億	11%	89%
神奈川	19兆8189億	20%	80%
北海道	19兆7281億	—	—
埼玉県	14兆3638億	15%	85%
兵庫県	12兆9146億	16%	84%

2008年度（平成20年度）の重点要望

- (A) 「地域経済と中小企業の活性化条例（仮称）」を制定して下さい。（P3、**1**－（1））
- (B) 近年、各自治体による中小企業実態調査が増えています。このような調査活動はその継続性が重要であり、大阪府として計画的に予算措置を行うなど各自治体に対して実態調査のための支援策を講じて下さい。（P3、**1**－（2））
- (C) 中小企業の後継者育成、中小企業の社会的役割・存在価値など正しい理解を広めることは、中小企業の雇用拡大にも有効です。そのための活動支援と大阪府立大学に中小企業経営者による「経営実践講座」を開講して下さい。（P5、**1**－（6））
- (D) 保証料率改定による負担増の緩和措置を実施し、借りやすく返しやすい融資制度を確立して下さい。（P7、**2**－（2）－②）

1、中小企業の活性化による大阪経済の再生と雇用創出

（1） 中小企業政策を産業政策の柱と位置付け、「地域経済と中小企業の活性化条例（仮称）」の制定で法的根拠を持たせた体系化を

新中小企業基本法では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する（第6条地方公共団体の責務）」と規定しています。その規定から要請されることは、中小企業の街・大阪にふさわしく中小企業政策を産業政策の柱と位置付ける理念を明確にし、どんな時代にあっても揺ぎなく実効性のある中小企業政策を講じることができるよう環境を整備することです。その法的根拠として「地域経済と中小企業の活性化条例（仮称）」を制定することが必要だと考えます。例えば、八尾市では「八尾市中小企業地域経済振興基本条例（2001年4月1日施行）」が実施され、現場に出向く中小企業サポートセンターが機能しています。埼玉県では、「埼玉県中小企業振興基本条例（2002年12月24日施行）」により、「中小企業立県」を宣言。三重県では、「三重県地域産業振興条例（2006年4月1日施行）」を実施。最近では、福島県が「福島県中小企業振興基本条例」（2007年4月1日施行）、千葉県が「千葉県中小企業の振興に関する条例」（2007年3月16日施行）、を制定するなど、条例制定は時代の要請となっています。大阪府においても幅広く意見を集約するために「産業振興会議（仮称）」を設置するなどその仕組みをつくり、条例制定に向けて取り組んで下さい。（千葉県、福島県の条例内容は末尾に掲載）

（2） 各自治体と連携し、継続性のある中小企業の実態調査ができる仕組みづくりを

東大阪市、大阪市、大東市、岸和田市、寝屋川市など現場に出向く実態調査活動が各自治体において増えてきており、調査データは各自治体の「産業振興ビジョン」や「ものづくり支援データベース」「ものづくり支援web」などに活用されています。何よりも地元の中小企業の現状について、自治体職員自身が実感をもって把握することができたことが各自治体の財産となり政策に反映されています。さらに今後の中小企業政策にこれらのデータを生かすためには継続的な調査データの更新が必要です。大阪府として計画的に予算措置を行うなど各自治体に

対して実態調査のための支援策を講じて下さい。

(3) 大阪府独自の「事業再挑戦システム」の具体的な整備・構築を

- ① 金融システムの改革が一定進んでいますが、倒産など事業に失敗した経営者が市場から永久に葬り去られる状況は変わっていません。むしろその経験を生かし、少なくとも民間の投融資が可能になるまでの期間は、様々な支援サービスが受けられるような仕組みが必要です。政府も 2006 年 3 月「再チャレンジ推進会議(略称)」を立ち上げ、倒産した経営者が再び起業に向けて再挑戦する場合の開業資金支援などに関する議論がスタートしているように、大阪同友会が兼ねてより提言していた「事業再挑戦システム」の政策化が現実のものとなってきています。このタイムリーな時期に、国に先んじて大阪府独自の「事業再挑戦システム」を実施することは、「大阪は再チャレンジしやすい街」としてアピールできるだけでなく、意欲のある人材が集まり起業が促進され開業率のアップにもつなげるチャンスともなります。大阪府独自の「事業再挑戦システム」を早急に実施して下さい。例えば、再挑戦専門の部署として「再チャレンジ支援室」(仮称)を立ち上げ、「事業再挑戦特別融資」(仮称)やビジネスプラン、事務所設置等の再挑戦支援を行うなど。
- ② 2004 年 11 月「保証債務に関する既定の整備」に関して民法の一部改正が成立し、包括根保証が制限されました。また、2005 年 1 月より改正破産法が施行となり自由財産の範囲が拡大され、破産者の生活維持が図られつつあります。しかし、事業性融資のあり方として、そもそも社屋や会社所有地、有価証券などの担保以外に経営者の個人保証を徴求すること自体が問題です。個人の最低限の生活保障と再起できる条件をより改善するために、さらなる民法や破産法等関係諸法令の改正及び個人保証の限定化(責任範囲の限定)を国に要望して下さい。

(4) 産業集積地「八尾」の地の利を活かし、「大阪府立八尾南高校」校舎を「ものづくり職人大学」や地域コミュニティの場に

大阪府立八尾南高校の跡地利用が八尾市において話題になっています。校舎は取り壊さず、地域コミュニティの場とすることで、現存施設を有効活用することができます。大阪経済法科大学の市民講座や NPO のネットワーク化を進めている八尾市、各スポーツ協会など、地元の市民の方々とも協議しながら支援する方向で検討して下さい。上記は一例ですが、府下の他地域でも閉校される府立高校については急いで解体処分をせず、有効活用の方策を地元の中小企業や市民と共に検討して下さい。

(5) 中小企業に経済波及効果の大きい、社会福祉、環境保全、防災重視の生活整備型・自然再生型の公共事業への転換で都市環境創造と自然再生を

- ① 阪神淡路大震災から 12 年を数えます。大阪府が 2006 年 3 月末に発表した最新の被害予測によると新たに確認された断層などが加わり、全壊建物は 10 年前の予測値より 30%を上回る約 37 万棟とされ、阪神淡路大震災の際の兵庫県内で全壊した建物の約 3.5 倍に達するとしています。生駒断層や上町断層など活断層の多い大阪において改めて防災対策の強化と整備が求められています。東南海・南海地震や大阪での直下型

地震を想定し、津波対策に加えて、住宅、病院など耐震診断と補強への支援、電気、ガス、水道などのインフラ整備、震度に耐える防火水槽の総点検など、十分な対策を講じて下さい。

② 阪神淡路大震災では死者の80%以上が家屋の倒壊による圧死とされています。大阪府下の木造住宅耐震診断及び耐震改修工事は、府民の生命と財産を守る観点から急ぐ必要があります。誰もが気軽に相談できるように、「大阪府住宅耐震化緊急促進事業」の内容を拡充し、耐震診断の無料化と改修工事費用補助限度額の増額を行って下さい。

③ 官公需法を遵守し中小企業への官公需発注比率を金額ベースで大幅に引き上げて下さい。また、大型事業の場合は可能な限り分離・分割し、地元の中小建設業者に優先的に発注されるよう一層努力して下さい。それは雇用拡大効果や地域内での資金循環にも有効です。表のように大阪府は他の大都市と比べて一貫して低くなっていますので、70%は確保して下さい。

【金額ベースで見た大阪府官公需の中小企業発注比率(%)「大阪府商工労働部資料より作成」】

	大阪府	東京都	神奈川県	愛知県	福岡県	千葉県
平成16年度	55.1	51.8	66.0	70.6	68.4	68.7
平成15年度	54.8	56.5	70.5	70.7	64.0	66.3
平成14年度	53.7	50.0	67.9	62.2	74.8	63.2
平成13年度	52.1	53.4	67.7	57.6	61.9	67.7
平成12年度	56.3	54.1	70.6	61.2	65.8	66.0
平成11年度	55.1	56.3	71.6	67.9	57.4	65.5

(※表の太枠は一番低い数字。工事、役務、物品の合計)

(6) 中小企業の後継者育成、中小企業の社会的役割・存在価値など正しい理解を広めるための活動支援と大阪府立大学に中小企業経営者による「経営実践講座」の開講を

「2006年総務省事業所企業統計(2007年7月発表)」によると、大阪の事業所は減少数・減少率ともに全国でワースト1の数値を示していることが明らかになりました(▲54,423事業所、▲11.5%、H13~H18)。このことは大阪の産業と文化の発展、雇用の確保に貢献してきた地場産業や産業集積地、商店街、小売市場などの衰退を裏付けるものであり、ひいては大阪の地域経済の衰退を加速することになります。地域経済の活性化・発展のためにも、中小企業の経営の存続継承の観点からも、「経営実践講座(仮称)」等を高等学校、大学に設置し、他都市にはない中小企業の街「大阪」独自の「講座」を設けて下さい。特に大阪は、開業率の低下と後継者難が「大阪経済活性」の社会的課題になっています。こうした課題の解決に向けても「経営実践講座(仮称)」を活用することを提言します。

例えば、同友会では、阪南大学(1997年から実施)や大阪産業大学(2004年から実施)と共同して「経営実践講座」を開講し、受講する学生からも好評を得ています。こうした活動を大阪成蹊短期大学、桃山学院大学、近畿大学などにも広めています。同友会は、こうした実践の中から中小企業が地域経済に果たす役割への理解を深めてもらい、そして何より新たなビジネスへの挑戦を可能にするネットワークが構築されることを望んでいます。大阪府もこうした活動にご理解頂き、府立大学、府立高等学校にもこのような活動の場を広げるよう支援を期待します。

(7) 中小企業の技術・技能支援制度の確立、熟練技術の継承、地場産業や産業集積地、商店街の活性化と新たなビジネスマッチングの実施を

- ① 優秀技能者（なにわ名工、なにわ名工若葉賞など）の表彰制度に加え、中小企業の「ものづくり」支援のために、基礎技術を中心とする熟練技術・技能を社会的価値として再評価する「大阪版“中小企業技術・技能支援制度”（マイスター制度）」を確立し、誇りをもって事業承継できるような環境整備を進めて下さい。また中小企業製品には「Made in Osaka」（大阪ブランド）を認定し国内外に発信して下さい。
- ② 大阪市では、大企業 OB など経験のある技術者が中小企業を訪問してビジネスマッチングを進める支援策がありますが、技術のアドバイスはできても経営のアドバイスができないことが課題となっています。そこで、府独自のビジネスマッチング支援策として、工賃や見積りなど経営の具体的な指導ができるアドバイザーと技術者をセットで派遣してもらえるような施策を講じて下さい。

(8) 企業とのミスマッチを少なくし、高校生の就職活動支援を

中小企業による共同求人同友会が1981年から取り組んでいる運動です。当初は中小企業の新卒採用は大変困難でしたが、学校との信頼関係を築く中で、多くの優秀な学生を採用し大きな戦力として育てています。「企業存亡の危機を救った」という事例は幾度となく報告されており、中小企業にとって新卒者の採用はそれほど重要な経営課題となっています。また、同友会では「共に育つ」という理念から、社員の働き甲斐について語り合い、持てる能力を十分に発揮できる人間尊重経営を推し進めています。同友会は、職安や教育委員会、高校の先生方と幾度となく懇談を行ない下記の項目について常にお伝えしてきましたが、改めて下記項目を要望・提言します。

- ① かねてより要望していた「1人一社制の見直し」では、平成17年度より「1人二社」まで複数応募・推薦が可能となりました。「平成18年度以降については引き続き検討する」とのことですが、「1人二社」にとどまらず実状に合った改定が求められていますので、継続実施して下さい。これは新しい時代にふさわしいだけでなく、高校生の企業定着率を高めることにもつながります。
- ② 地域経済を中小企業が支えていることを知る体験学習は、就職・進学に拘らず重要なことです。中小企業の現場がどうなっているか、先生方が現状把握できるような体制をつくるのが大切です。高校・中学の100%就労体験をめざし、地元中小企業へのインターンシップなどを授業の一環として本格的に制度化して下さい。

(9) 中小企業新事業活動促進法に関わる条件の見直しを

旧三法（新事業創出促進法、経営革新法、中創法）では、認定された企業から以下のような問題が指摘されていました。新事業展開をより促進するために、新法（中小企業新事業活動促進法）による具体的な運用について、以下の改善をより進めて下さい。

- ① 少なくとも前年度承認・認定された企業数に見合う予算を確保し、補助率を上げるよう、補助金予算を増額しこの制度を育てて下さい。
- ② 現時点の経営状況や過去の事業の失敗を理由に融資が決まらない事例があります。創造性を重視した融資制度に改めて下さい。

- ③ 融資審査基準の緩和、融資枠の拡大を図って下さい。
- ④ 融資や助成金を受け事業を前に進めても、その技術や製品、サービスを市場に浸透させることが難しく、逆に開発費や販売費の増大によって経営難に陥るケースもあり、新事業創出の大きな壁になっています。販売まで先を見据えた現実性のあるセイフティネットの整備を図って下さい。

2、金融問題に関すること

中小企業金融においてはリレーションシップバンキングの機能強化により、担保や保証人に頼らず、中小企業の経営力を様々な角度から判断する融資のあり方が注目され始めていますが、まさに制度融資こそがその手本になるべきだと考えます。中小企業が連鎖倒産の危機に直面するなど、明日の生活に困った時に、親身に相談に乗ってもらえるようなきめ細かい環境整備が求められています。

(1) 大阪府中小企業信用保証協会の運用改善について

- ① 保証協会は「公的資金」との理由で「債権カットに応じない」「保証人の免責にも応じない」という、民間金融機関に比べても極めて硬直した運営がなされていましたが、2005年度、中小企業庁による「求償権の放棄に係る基準」が出され、一定基準を満たす場合、保証協会の有する債権の一部が放棄されることになりました。2006年4月「経営総合支援室」を立ち上げられましたが、今後は、現役を退いた中小企業経営者や幹部のマンパワーを活用するなど、柔軟でかつ幅広い再建支援を講じて下さい。
- ② 毎年のように様々な新しい保証付き融資が立ち上がりますが、そのたびに借り手の立場に立った説明会が必要です。説明会実施の要請に応じて頂けるように、その仕組みを作して下さい。

(2) 新規創業・事業再建がしやすい新しい制度融資の創設と金融環境整備を

- ① 同友会がかねてより要望していましたが連帯保証人制度の廃止が、2006年度より、ついに全ての無担保融資について原則撤廃されることになりました。ただ、決算書や中小企業信用リスク情報データベース（CRD）中心の保証審査は、テストにだけ強い偏差値秀才的な企業が評価されやすく、民間銀行にとっても審査能力（マンパワー）の低下を招くなど企業評価という点でも銀行の審査能力向上の点でも問題があります。リレーションシップバンキングの考え方にそって数値に表れない定性評価も重要な判断基準と位置付け、決算書やCRDに偏らない保証審査を行なうよう保証協会を指導して下さい。
- ② 2006年4月1日より一部の制度融資を除いて、0.50%～2.20%まで9区分の保証料率が新たに設定されましたが、大阪同友会がこの5月に会員企業調査をしたところ、26.4%の企業が昨年4月以前より「保証料率が高くなった」と回答しています。このように中小企業はまだまだ厳しい状況が続いていますので、大阪府として十分な緩和措置を講じて下さい。兵庫、京都、滋賀、奈良、和歌山など近隣府県では緩和措置が講じられています。
- ③ 開業数を増やすために、例えば、開業資金融資は、無担保無保証で3年間は元金利息

据え置く（現行は据置1年）など思いきった支援策を講じて下さい。

(3) 借りやすく返しやすい制度融資の確立と地域にやさしい金融システム構築を

- ① 中小企業の成長性を評価するためには、従来型の定量評価重視の判断では不十分です。今後は数値に表れない定性評価をどう考えるかが重要になってきます。例えば、後継者を育成しているか、社員が生き生き働いているか、現場は整然としているか、経営者の姿勢はどうか、地域から信頼される企業になっているかなど、他にも成長性の要因となる事柄は多数あります。そのためには「評価委員会」が該当企業を丹念に訪問することが必須条件となります。是非、積極的に地域を訪問する活動を取り入れて下さい。
- ② 大阪同友会が要望していた「金融アセスメント法制定を求める意見書」を大阪府議会で採択頂いたことに敬意を表します（2003年10月21日採択）。現在、各金融機関がリレーションシップバンキングのアクションプログラムを発表していますが、問題は共通した開示項目がなく情報が比較対照できず、利用者にわかりにくいことです。金融アセスメント法の考え方に沿って「地域貢献に関する情報開示」を有効なものにするためには、第三者による比較対照ができる情報の評価・公表が必要ですので、大阪府独自の第三者機関を設置し、評価・公表を進めて下さい。

以上

以下、添付資料

※ 千葉県中小企業の振興に関する条例（平成19年3月16日施行）

※ 福島県中小企業振興基本条例（平成19年4月1日施行）